

# 読谷村社会福祉協議会 給与等並びに費用弁償に関する規程

## 第4章 役員手当及び講師謝礼金

(役員手当)

第25条 本会の会長、副会長には次のとおり手当を支給する。

- |         |    |         |
|---------|----|---------|
| (1) 会長  | 月額 | 90,000円 |
| (2) 副会長 | 月額 | 80,000円 |

(講師謝礼金)

第26条 本会が開催する講習会、研修会等の講師には、別表4のとおり謝礼金を支給する。

- 2 前項に定める基準によりがたい特別な場合はその都度会長が諸般の事情を考慮して決める。

## 第5章 費用弁償

(費用弁償)

第27条 理事会、評議員会、各種委員会に出席した者には、次のとおり費用弁償を行う。

- |              |        |
|--------------|--------|
| (1) 理事会、評議員会 | 3,000円 |
| (2) 各種委員会    | 3,000円 |

- 2 監査を行った場合の監事の費用弁償は5,000円とする。

附 則

この規程は、平成14年8月26日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正された社会福祉法人 読谷村社会福祉協議会 給与等並びに旅費及び費用弁償に関する規程第3条第2項、第27条については平成15年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 社会福祉法人 読谷村社会福祉協議会費用弁償規程（昭和54年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。